

平成 19 年 12 月 3 日

各 位

東京都新宿区西新宿 6 丁目 24 番 1 号
会 社 名 株式会社ベリサーブ
代 表 者 名 代表取締役社長 浅井 清孝
(コード番号: 3724 マザーズ)
問い合わせ先 取締役経理・広報IR統括部長 高橋 豊
(電話番号: 03-5909-5700)

新株式発行及び株式売出しに関するお知らせ

当社は、平成 19 年 12 月 3 日開催の当社取締役会において、新株式発行及び当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 公募による新株式発行(一般募集)

- (1) 募集株式数 普通株式 1,500 株
- (2) 払込金額 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 21 条に規定される方式により平成 19 年 12 月 10 日(月)から平成 19 年 12 月 12 日(水)までのいずれかの日(以下、「払込金額決定日」という。)に決定する。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 増加する資本金の額は、会社計算規則第 37 条に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 募集方法 一般募集とし、大和証券エスエムビーシー株式会社、コスモ証券株式会社、野村證券株式会社、松井証券株式会社、エイチ・エス証券株式会社、楽天証券株式会社、マネックス証券株式会社及びSBIイー・トレード証券株式会社(以下、「引受人」と総称する。)に全株式を買取引受けさせる。
なお、一般募集における発行価格(募集価格)は、払込金額決定日における株式会社東京証券取引所の終値(当日に終値がない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に 0.90~1.00 を乗じた価格(1 円未満端数切捨て)を仮条件とし、需要状況を勘案した上で決定する。
- (5) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格(募集価格)と引受人により当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申込期間 平成 19 年 12 月 13 日(木)から平成 19 年 12 月 17 日(月)まで。
なお、需要状況を勘案した上で申込期間を繰り上げることがあり、最も繰り上がった場合は、平成 19 年 12 月 11 日(火)から平成 19 年 12 月 13 日(木)までとする。
- (7) 払込期日 平成 19 年 12 月 20 日(木)
- (8) 申込証拠金 一般募集における発行価格(募集価格)と同一の金額とする。
- (9) 申込株数単位 1 株
- (10) 払込金額、増加する資本金の額及び資本準備金の額、その他本公募による新株式発行に関し当社の決定が必要な一切の事項は、当社代表取締役社長に一任する。
- (11) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧くださいの上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

2. 当社株式の売出し(引受人の買取引受けによる売出し)

- (1) 売 出 株 式 数 普通株式 700 株
- (2) 売 出 人 及 び 売 出 株 式 数 株式会社CSKホールディングス 700 株
- (3) 売 出 価 格 未定(前記「1. 公募による新株式発行(一般募集)」における発行価格(募集価格)と同一の金額とする。)
- (4) 売 出 方 法 引受人に全株式を買取引受けさせる。売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人により売出人に支払われる金額である引受価額を差し引いた額の総額とする。なお、引受価額は前記「1. 公募による新株式発行(一般募集)」における払込金額と同一の金額とする。
- (5) 申 込 期 間 前記「1. 公募による新株式発行(一般募集)」における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 平成 19 年 12 月 21 日(金)
- (7) 申 込 証 拠 金 売出価格と同一の金額とする。
- (8) 申 込 株 数 単 位 1 株
- (9) 売出価格、その他本株式の売出しに関し当社の決定が必要な一切の事項は、当社代表取締役社長に一任する。
- (10) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。また、前記「1. 公募による新株式発行(一般募集)」が中止となる場合、本株式の売出しも中止される。

3. 当社株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)

- (1) 売 出 株 式 数 普通株式 300 株
なお、上記売出株式数は上限を示したものであり、最終の売出株式数は、前記「1. 公募による新株式発行(一般募集)」及び「2. 当社株式の売出し(引受人の買取引受けによる売出し)」における需要状況を勘案した上で払込金額決定日に決定する。
- (2) 売 出 人 大和証券エスエムビーシー株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定(前記「1. 公募による新株式発行(一般募集)」における発行価格(募集価格)と同一の金額とする。)
- (4) 売 出 方 法 大和証券エスエムビーシー株式会社が、前記「1. 公募による新株式発行(一般募集)」及び「2. 当社株式の売出し(引受人の買取引受けによる売出し)」における需要状況を勘案し、当社株主より借受ける当社株式について追加的に売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 前記「1. 公募による新株式発行(一般募集)」における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 平成 19 年 12 月 21 日(金)
- (7) 申 込 証 拠 金 売出価格と同一の金額とする。
- (8) 申 込 株 数 単 位 1 株
- (9) 売出価格、その他本株式の売出しに関し当社の決定が必要な一切の事項は、当社代表取締役社長に一任する。
- (10) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。また、前記「1. 公募による新株式発行(一般募集)」及び「2. 当社株式の売出し(引受人の買取引受けによる売出し)」が中止となる場合、本株式の売出しも中止される。

以 上

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

今回の1,500株の公募による新株式発行(以下、「一般募集」という。)及び700株の引受人の買取引受けによる売出し(以下、「引受人の買取引受けによる売出し」という。)にあたり、300株を上限とする当社普通株式の売出し(以下、「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を予定しております。

オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況を勘案し、300株を上限として大和証券エスエムビーシー株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式(以下、「貸借株式」という。)の売出しであります。したがって、オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は上限を示したものであり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが中止される場合があります。

これに関連して、大和証券エスエムビーシー株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限として、追加的に当社普通株式を買取る権利(以下、「グリーンシューオプション」という。)を、一般募集、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間(以下、「申込期間」という。)終了日の翌日から平成20年1月11日(金)までの間を行使期間として、当社株主より付与される予定であります。

大和証券エスエムビーシー株式会社は、申込期間中、当社普通株式について安定操作取引を行う場合があり、当該安定操作取引で買付けた株式を貸借株式の返還に充当することがあります。

また、大和証券エスエムビーシー株式会社は、申込期間終了日の翌日から平成20年1月11日(金)までの間(以下、「シンジケートカバー取引期間」という。)、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数を上限として、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け(以下、「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があり、当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は貸借株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、大和証券エスエムビーシー株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、もしくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

したがって、大和証券エスエムビーシー株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数から上記の両取引に係る貸借株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、グリーンシューオプションの行使を行う予定であります。

2. 今回の公募増資による発行済株式総数の推移

- | | |
|------------------|------------------------|
| (1) 現在の発行済株式総数 | 23,929株 (平成19年12月3日現在) |
| (2) 公募増資による増加株式数 | 1,500株 |
| (3) 公募増資後発行済株式総数 | 25,429株 |

(注) 上記発行済株式総数は新株予約権の行使により増加する可能性があります。

3. 調達資金の使途

(1) 今回調達資金の使途

上記手取概算額658,000,000円については、全額を設備資金に充当する予定であります。具体的には、本社ビルの契約更改に伴う保証金の増加差入分100,000,000円及び新たな建物付属設備に35,000,000円、検証スペースの拡張及び研修施設としてのシステム検証センターの新設に414,000,000円(保証金含む)、東海地区の営業拠点としての中部事業所の新設に28,000,000円、残額を有力顧客からの検証業務遂行のための拠点の新設に伴う保証金・建物付属設備等に充当する予定です。

なお、設備資金については、有価証券報告書(第6期)「第一部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」及び半期報告書(第7期中)「第一部 企業情報 第3 設備の状況 2 設備の新設、除却等の計画」は、平成19年12月3日現在、以下のとおりとなっております。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧くださいの上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

事業所名 (所在地)	事業部門の名称	設備の内容	投資予定金額		着手及び完了予定年月		完成後の 増加能力
			総額 (千円)	既支払額 (千円)	着手	完了	
本社 (東京都新宿区)	全社共通	検証設備等の増強 並びに敷金の差入	135,000	—	平成20年7月	平成20年10月	—
システム検証センター (東京都新宿区)	全事業部門共通	検証設備及び研修 等の新設	414,000	—	平成20年10月	平成22年10月	—
中部事業所 (愛知県名古屋市)	中部事業部	営業拠点の新設	28,000	—	平成20年6月	平成20年6月	—
拠点分室 (都区内、関東、西日本 の3拠点)	システム検証第一事業部 システム検証第二事業部 西日本事業部	検証設備の新設	306,000	—	平成21年4月	平成22年6月	—
計			883,000	—	—	—	—

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 今後の所要資金 883,000 千円は、今回の増資資金及び自己資金でまかなう予定であります。

3. 完成後の増加能力は業態の特性上判定が困難であるため、記載を省略しております。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える見通し

今回の調達の今期業績に与える影響は軽微であります。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、株主の皆様方に対する利益還元を重要な経営課題のひとつと認識しており、安定的な経営基盤の確保並びに事業展開のための内部留保を勘案しながら、利益還元策を実施していくことを基本方針としております。

(2) 配当決定に当たっての考え方

剰余金の配当につきましては、定款に期末配当ならびに中間配当を定めております。その決議機関といたしましては、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当社は今後も成長を継続させ、企業価値向上に努めていく一方、中長期的視点で当社株式を保有しておられる株主の皆様への利益還元として、業績に応じた配当を実施していく考えであります。

(3) 内部留保資金の使途

安定的な経営基盤の確保ならびに今後の事業展開に活用し、企業価値の向上をはかり、利益還元を努めていく考えであります。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

(単体)	平成17年3月期	平成18年3月期	平成19年3月期
1株当たり当期純利益	19,118.09円	17,510.12円	27,540.61円
1株当たり年間配当額 (内1株当たり中間配当額)	— (—)	1,500円 (—)	2,500円 (—)
実績配当性向	—	8.6%	9.1%
自己資本当期純利益率	29.9%	21.3%	26.6%
純資産配当率	—%	1.8%	2.4%

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

2. 実績配当性向は、各決算期の1株当たり年間配当額を当該決算期末の1株当たり当期純利益で除した数値であります。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

3. 自己資本当期純利益率は、平成 17 年 3 月期については、当該決算期末の当期純利益を株主資本(期首資本の部合計と期末資本の部合計の平均)で除した数値であり、平成 18 年 3 月期及び平成 19 年 3 月期については、当該決算期末の当期純利益を自己資本(期首自己資本と期末自己資本の平均)で除した数値であります。
4. 純資産配当率は、当該決算期の普通株式に係る 1 株当たり配当金を 1 株当たり純資産(期首 1 株当たり純資産と期末 1 株当たり純資産の平均)で除した数値であります。なお、平成 17 年 3 月期については、配当を行っていないため記載しておりません。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報等

当社は、旧商法の規定に基づく新株予約権方式のストックオプション(平成 15 年 8 月 22 日・平成 16 年 6 月 17 日・平成 17 年 6 月 24 日株主総会決議分)を発行しております。当該制度の内容は次の通りであります。

(平成 19 年 12 月 3 日現在)

株主総会決議日	新株式発行 予定残数	行使価額	資本組入額	行使期間
平成 15 年 8 月 22 日	687 株	41,250 円	20,625 円	自 平成 15 年 9 月 1 日 至 平成 22 年 8 月 31 日
平成 16 年 6 月 17 日	281 株	1,350,000 円	675,000 円	自 平成 17 年 7 月 1 日 至 平成 20 年 6 月 30 日
平成 17 年 6 月 24 日	278 株	640,000 円	320,000 円	自 平成 18 年 7 月 1 日 至 平成 21 年 6 月 30 日

(注) 平成 19 年 12 月 3 日開催の当社取締役会において決議された一般募集による新株式発行により、新株予約権の行使価額が調整されることがあります。

(3) 過去のエクイティ・ファイナンスの状況等

①過去 3 年間に行われたエクイティ・ファイナンス

該当事項はありません。

②過去 3 決算期間及び直前の株価等の推移等

	平成 17 年 3 月期	平成 18 年 3 月期	平成 19 年 3 月期	平成 20 年 3 月期
始 値	810,000 円	825,000 円	524,000 円	553,000 円
高 値	1,780,000 円	947,000 円	722,000 円	644,000 円
安 値	777,000 円	443,000 円	282,000 円	454,000 円
終 値	830,000 円	515,000 円	549,000 円	522,000 円
株価収益率(単体)	43.4 倍	29.4 倍	19.9 倍	—

(注) 1. 平成 20 年 3 月期の株価については、平成 19 年 11 月 30 日現在で表示しております。

2. 株価収益率は、決算期末の株価(終値)を当該決算期末の 1 株当たり当期純利益で除した数値であります。なお、平成 20 年 3 月期については未確定のため記載しておりません。

(4) その他

該当事項はありません。

以 上

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。